

せき*しあわせヘルスマイレージ事業登録要領

(平成26年6月1日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、次に掲げる団体（以下「団体」という。）が実施する健康づくり事業（以下「事業」という。）に対し、せき*しあわせヘルスマイレージ事業（以下「マイレージ事業」という。）に登録参加することにより、市民の健康づくりに資することを目的とする。

- (1) 関市自治会連合会の各支部
- (2) 市内のふれあいのまちづくり推進委員会
- (3) 関市体育協会の加盟団体
- (4) 関市子ども会育成協議会の加盟団体
- (5) 関市PTA連合会の加盟団体
- (6) 関市老人クラブ連合会
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める団体

2 ただし、営利・政治・宗教活動等を目的とした場合や公序良俗に反するものについては申請を受け付けないものとする。

(登録対象)

第2条 この要領において対象となる事業には広く誰もが参加できるものとし、団体が主催するものとする。

(マイレージ事業の登録申請等)

第3条 マイレージ事業の登録を受けようとする者は、「せき*しあわせヘルスマイレージ対象事業登録申請書」により申請の手続きをとらなければならない。

(許可)

第4条 市は、登録申請書を提出した団体に対し、許可書を発行するとともに、マイレージ事業に必要な物品を貸し出す。

2 許可後であっても第1条の2に該当すると認められた場合は、登録を取り消す。

(報告)

第5条 団体は事業実施後、事業報告書を物品の返却とともに市へ提出しなければならない。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。